

潟上市立小・中学校の
規模及び配置等に関する
基本的方針

令和4年12月

潟上市教育委員会

目次

はじめに	1
1 市立小・中学校の児童生徒数の現状と見通し	2
2 市立小・中学校の適正規模について	5
3 市立小・中学校の適正配置について	8
4 適正化のための具体的方策について	8
5 市立小・中学校の将来的な見通し	9
6 喫緊の課題への対応	15
おわりに	16

〈参考〉

- 1 答申書（潟上市学校教育環境適正化検討委員会）（令和4年1月24日）
- 2 潟上市立小中学校適正配置の基本的考え方（潟上市教育委員会）
（平成21年7月）

はじめに

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられる。

国勢調査結果でみると、本市の総人口は平成 17 年をピークに減少に転じており、特に 15 歳未満の年少人口は、昭和 55 年の 7,553 人から平成 27 年の 3,720 人へと 50%以上の減少となっている。このように少子化が進む中、本市小・中学校においては小規模化が進行しており、児童生徒の教育環境や学校運営等に様々な影響を及ぼしてきている。

このような状況に対応するため、市教育委員会では平成 21 年に「潟上市立小中学校適正配置の基本的考え方」を策定し、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備や教育施設の充実を図ってきた。また、平成 27 年には、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が示され、学校規模の適正化が全国的に進められてきている。さらに、令和 3 年 5 月に潟上市学校教育環境適正化検討委員会を設置し、令和 4 年 1 月 24 日に本市における学校の適正規模及び適正配置について答申を得ている。

第 2 次潟上市総合計画後期基本計画においては、学校教育における目標を「郷土を愛し、幅広い視野と思いやりの心をもって自ら行動できる子どもたちを育むよう、学校教育の充実を図る。また、質の高い学校教育をさせるための学習環境や施設・設備等の整備を進める。」と設定しており、次代を担う子どもたちのために、よりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図っていく必要がある。

本方針は、こうした状況や方向性を踏まえ、学校教育環境の適正化のために、本市立小・中学校の規模及び配置に関する市教育委員会の基本的な考え方や取組についてまとめたものである。

1 市立小・中学校の児童生徒数の現状と見通し

(1) 小・中学校の児童生徒数の現状

現在、市立小・中学校は、小学校が6校、中学校が3校あり、令和4年5月1日現在の児童生徒数は、小学校児童数1,388人、中学校生徒数727人、合計2,115人となっている。これを平成23年5月1日現在の児童生徒数と比較すると、小学校児童数は1,822人から434人の減少(△23.8%)、中学校生徒数は993人から266人の減少(△26.8%)、合わせて700人の減少(△24.9%)となっている。

<小学校児童数・学級数の推移>

※上段：児童数（うち特別支援学級の児童数）、下段：学級数（うち特別支援学級数）

年度	天王	出戸	東湖	追分	大久保	豊川	大豊	飯田川	小学校計
平成 23	470(8) 17(3)	287(4) 13(2)	137(1) 7(1)	378(6) 15(3)	285(5) 13(2)	43(0) 4(0)		222(1) 9(1)	1,822(25) 78(12)
平成 24	466(8) 17(3)	263(4) 13(2)	125(1) 7(1)	389(5) 15(2)			306(7) 16(4)	211(1) 9(1)	1,760(26) 77(13)
平成 25	462(8) 17(3)	255(3) 12(2)	127(1) 7(1)	385(4) 14(2)			284(6) 16(4)	199(1) 7(1)	1,712(23) 73(13)
平成 26	443(6) 16(2)	235(2) 10(2)	112(3) 7(1)	373(5) 14(2)			284(5) 16(4)	198(1) 7(1)	1,645(22) 70(12)
平成 27	447(7) 17(2)	243(4) 11(2)	100(2) 7(1)	376(4) 14(2)			265(4) 14(4)	205(0) 6(0)	1,636(21) 69(11)
平成 28	409(7) 17(3)	215(4) 9(1)	90(2) 7(1)	358(5) 14(2)			256(4) 13(3)	195(0) 6(0)	1,523(22) 66(10)
平成 29	389(4) 16(2)	209(3) 9(2)	85(2) 8(2)	354(3) 14(2)			243(3) 11(2)	178(0) 6(0)	1,458(15) 64(10)
平成 30	374(2) 14(2)	205(6) 10(2)	88(3) 8(2)	357(1) 13(1)			235(7) 10(2)	179(0) 6(0)	1,438(19) 61(9)
令和元	363(4) 15(2)	201(6) 9(2)	86(2) 8(2)	368(4) 15(2)			235(7) 10(2)	168(1) 7(1)	1,421(24) 64(11)
令和 2	342(5) 15(2)	215(8) 10(2)	74(2) 8(2)	387(5) 17(3)			211(7) 9(2)	163(2) 8(2)	1,392(29) 67(13)
令和 3	312(4) 14(2)	199(9) 9(2)	69(2) 8(2)	412(4) 18(3)			210(7) 10(3)	152(2) 8(2)	1,354(28) 67(14)
令和 4	318(6) 14(2)	190(9) 9(2)	67(2) 8(2)	447(7) 19(3)			211(4) 10(3)	155(5) 8(2)	1,388(33) 68(14)

(各年度5月1日現在)

<中学校生徒数・学級数の推移>

※上段：生徒数（うち特別支援学級の生徒数）、下段：学級数（うち特別支援学級数）

年度	天王	天王南	羽城	中学校計
平成 23	302(1) 11(1)	364(1) 12(1)	327(4) 13(3)	993(6) 36(5)
平成 24	308(1) 11(1)	342(2) 11(1)	311(3) 12(2)	961(6) 34(4)
平成 25	300(0) 10(0)	345(2) 13(2)	312(4) 14(3)	957(6) 37(5)
平成 26	309(2) 12(1)	337(4) 15(3)	287(3) 12(2)	933(9) 39(6)
平成 27	295(2) 11(1)	327(4) 15(3)	270(3) 13(3)	892(9) 39(7)
平成 28	316(3) 14(2)	331(2) 13(1)	245(3) 12(3)	892(8) 39(6)
平成 29	288(3) 12(2)	334(5) 14(2)	247(4) 12(3)	869(12) 38(7)
平成 30	275(5) 13(3)	322(6) 13(2)	237(3) 11(3)	834(14) 37(8)
令和元	254(4) 12(3)	299(5) 12(2)	229(3) 10(3)	782(12) 34(8)
令和 2	254(1) 10(1)	263(3) 11(2)	217(0) 7(0)	734(4) 28(3)
令和 3	262(3) 11(2)	283(5) 12(2)	219(0) 7(0)	764(8) 30(4)
令和 4	241(3) 10(2)	276(6) 12(2)	210(6) 9(2)	727(15) 31(6)

(各年度 5 月 1 日現在)

(2) 小・中学校の児童生徒数の見通し

令和 2 年 3 月 31 日現在の本市人口は 32,422 人で、平成 28 年 3 月 31 日現在の人口と比較すると、33,580 人から 1,158 人の減少(△3.4%)となっている。

令和 4 年 5 月 1 日時点での児童生徒数と未就学児の人数を基に将来推計すると、令和 10 年度には、小学校児童数は 1,122 人で 266 人の減少(△19.2%)、中学校生徒数は 682 人で 45 人の減少(△6.2%)、合わせて 311 人の減少(△14.7%)となり、その後も減少が続く見込みである。

<小学校児童数・学級数の見通し>

※上段：児童数（うち特別支援学級の児童数）、下段：学級数（うち特別支援学級数）

年度	天王	出戸	東湖	追分	大豊	飯田川	小学校計
令和5	309(6) 14(2)	185(9) 9(2)	63(2) 8(2)	480(7) 20(3)	203(2) 9(2)	155(5) 8(2)	1,395(31) 68(13)
令和6	288(5) 14(2)	170(4) 9(2)	56(1) 6(1)	502(6) 20(2)	200(1) 8(1)	142(5) 8(2)	1,358(22) 65(10)
令和7	268(4) 13(2)	157(3) 9(2)	45(1) 6(1)	498(4) 20(2)	186(1) 8(1)	131(3) 7(1)	1,285(16) 63(9)
令和8	254(2) 12(2)	146(1) 7(1)	46(0) 4(0)	510(1) 19(1)	183(1) 8(1)	127(3) 7(1)	1,266(8) 57(6)
令和9	233(2) 11(2)	131(0) 6(0)	37(0) 4(0)	504(0) 18(0)	168(0) 6(0)	119(3) 7(1)	1,192(5) 52(3)
令和10	203(0) 8(0)	127(0) 6(0)	38(0) 4(0)	495(0) 17(0)	157(0) 6(0)	102(0) 6(0)	1,122(0) 47(0)

(令和4年5月1日現在)

<中学校生徒数・学級数の見通し>

※上段：生徒数（うち特別支援学級の生徒数）、下段：学級数（うち特別支援学級数）

年度	天王	天王南	羽城	中学校計
令和5	216(3) 9(2)	293(3) 12(2)	193(7) 8(2)	702(13) 29(6)
令和6	205(2) 9(2)	276(7) 11(2)	190(8) 8(2)	671(17) 28(6)
令和7	212(3) 9(2)	303(9) 13(3)	191(4) 8(2)	706(16) 30(7)
令和8	202(6) 9(2)	324(14) 14(3)	181(3) 8(2)	707(23) 31(7)
令和9	183(4) 8(2)	341(9) 14(2)	175(3) 8(2)	699(16) 30(6)
令和10	173(5) 8(2)	334(7) 14(2)	175(5) 8(2)	682(17) 30(6)
令和11	170(2) 8(2)	341(2) 14(2)	177(4) 8(2)	688(8) 30(6)
令和12	161(2) 8(2)	331(1) 13(1)	167(3) 8(2)	659(6) 29(5)
令和13	140(0) 6(0)	321(0) 11(0)	143(0) 5(0)	604(0) 22(0)
令和14	130(0) 5(0)	315(0) 11(0)	133(0) 5(0)	578(0) 21(0)
令和15	109(0) 4(0)	305(0) 10(0)	120(0) 4(0)	534(0) 18(0)

(令和4年5月1日現在)

2 市立小・中学校の適正規模について

(1) 学校規模による課題

学校規模の大小による学校教育への影響については、文部科学省から教育効果や学校経営の観点から次のように示されている。（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」平成27年1月27日文部科学省）

ア 学級数が少ないことによる課題

- ・クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。

イ 児童生徒数が少ないことによる課題（単学級の場合）

- ・クラス内で男女比の偏りが生じやすい。
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。

ウ 教職員数が少ないことによる課題

- ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ・クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

エ 大規模校における課題

- ・一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- ・異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
- ・児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- ・児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- ・教育活動の展開に支障が生じる場合がある。

(2) 学校規模等に関する法的基準

ア 学校規模について

学校規模は、学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されている。(同規則第79条により中学校についてもこの規定を準用)

イ 学級編制について

学級編制の標準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条で、次のとおり規定されている。

<公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律>

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあっては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）	八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等	同学年の生徒で編制する学級	四十人

教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

附 則 （令和三年三月三十一日法律第一四号）抄

（経過措置）

第二条 令和七年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人（児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、四十人）」とする。

(3) 本市の実状に即した適正規模

学校には、児童生徒が様々な人間関係を体験することにより豊かな人間性や社会性、思いやりの心を育てていく役割が期待されている。学校の規模は、そこで展開される教育活動や児童生徒の学校生活を左右する重要な条件の一つである。

このことを踏まえ、「潟上市学校教育環境適正化検討委員会」（委員長 廣嶋徹）の答申を尊重し、本市の学校の規模については、クラス替えが可能となるように小・中学校とも1学年当たり2～3学級を望ましい学級数とする。

しかし、1学年1学級の学校においても、各学校の努力や創意工夫により教育水準を維持しながら学校経営がなされること、少人数学級の利点を活かして教育環境のマイナス面を小さくすること等は可能であり、現在でも1学級20人程度で学級編制をする場合もある。

これらを勘案すると、1学年1学級であっても20人程度の児童生徒数を維持できる場合は許容できる学校規模と考える。

3 市立小・中学校の適正配置について

(1) 適正配置に関する法的基準

学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定し、これを受けて、市町村の教育委員会は通学距離、通学時間、地理的条件、地域の意向や歴史的経緯などを踏まえ、通学区域を定めている。また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条において、通学距離は、小学校でおおむね4 km 以内、中学校で6 km 以内となっている。

(2) 本市の実状に即した適正配置

学校の適正配置の具体的な方法としては、通学区域の変更や学校の統廃合が考えられる。適正規模の安定的な確保とバランスの取れた学校配置を基本として、児童生徒数の推移、通学距離や通学時間、通学時の安全性、地理的条件、地域性などを十分考慮しながら対応していく必要がある。

(3) 通学条件

通学条件については、児童生徒の負担面や安全面を配慮し、地域の実態を踏まえるものとし、通学距離は、小学校では4 km 以内、中学校では6 km 以内を、おおよその目安とする。

通学距離が目安以上の場合であっても、適切な交通手段が確保できることを前提として、通学時間の目安を「おおむね1時間以内」とすることが望ましい。

4 適正化のための具体的方策について

(1) 学校規模が1学年1学級に満たない場合は、近隣の学校との統合を基本として、適正化を図ることとする。

(2) 通学距離が目安を超える場合は、公共交通機関の利用等により、児童生徒の安全確保及び負担軽減を図る。公共交通機関の利用が困難な場合は、スクールバス等の導入を検討する。

5 市立小・中学校の将来的な見通し

天王小学校	1学級の学年も増えてくるが、1学級20人以上の編制が維持できる。
--------------	----------------------------------

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	56	2	2	42		2	34		1	26		1
2年	45		2	42		2	35		1	24		1
3年	48	2	2	56	2	2	42		2	34		1
4年	55	1	2	45		2	42		2	35		1
5年	63	1	2	48	2	2	56	2	2	42		2
6年	51		2	55	1	2	45		2	42		2
計	318	6	12	288	5	12	254	2	10	203		8

※児童数（うち特支：特別支援学級の児童数）、学級数（特別支援学級を含まない）

出戸小学校	1学級20人前後の編制が維持でき、少人数学級の利点を活かすことができる。
--------------	--------------------------------------

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	23		1	19		1	27		1	19		1
2年	31	1	1	29		1	17		1	16		1
3年	38	2	2	23		1	19		1	27		1
4年	30	1	1	31	1	1	29		1	17		1
5年	34	5	1	38	2	2	23		1	19		1
6年	34		1	30	1	1	31	1	1	29		1
計	190	9	7	170	4	7	146	1	6	127		6

※児童数（うち特支：特別支援学級の児童数）、学級数（特別支援学級を含まない）

東湖小学校	令和6年度は複式学級1、令和8年度以降は複式学級2となる。複式学級解消のため、速やかに天王小学校と統合することが望ましい。
--------------	---

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	6		1	7		1	6		1	7		1
2年	13		1	8		1	6		1	4		1
3年	5	1	1	6			7			6		
4年	17		1	13		1	8		1	6		1
5年	14	1	1	5	1	1	6			7		
6年	12		1	17		1	13		1	8		1
計	67	2	6	56	1	5	46		4	38		4

※児童数（うち特支：特別支援学級の児童数）、学級数（特別支援学級を含まない）

追分小学校	適正規模を維持できる。
--------------	-------------

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	80	1	3	84		3	92		3	70		2
2年	82		3	96		3	76		3	77		3
3年	80	3	3	80	1	3	84		3	92		3
4年	80	2	3	82		3	96		3	76		3
5年	62	1	2	80	3	3	80	1	3	84		3
6年	63		2	80	2	3	82		3	96		3
計	447	7	16	502	6	18	510	1	18	495		17

※児童数（うち特支：特別支援学級の児童数）、学級数（特別支援学級を含まない）

大豊小学校	1学年1学級の規模となるが、1学級20人以上の編制が維持できる。
--------------	----------------------------------

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	33		1	31		1	26		1	22		1
2年	38	1	2	33		1	22		1	23		1
3年	29		1	33		1	31		1	26		1
4年	36		1	38	1	2	33		1	22		1
5年	34	1	1	29		1	33		1	31		1
6年	41	2	1	36		1	38	1	2	33		1
計	211	4	7	200	1	7	183	1	7	157		6

※児童数（うち特支：特別支援学級の児童数）、学級数（特別支援学級を含まない）

飯田川小学校	1学級20人前後の編制が維持でき、少人数学級の利点を活かすことができる。
---------------	--------------------------------------

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	28	3	1	20		1	19		1	11		1
2年	23		1	22		1	15		1	15		1
3年	24	1	1	28	3	1	20		1	19		1
4年	25	1	1	23		1	22		1	15		1
5年	33		1	24	1	1	28	3	1	20		1
6年	22		1	25	1	1	23		1	22		1
計	155	5	6	142	5	6	127	3	6	102		6

※児童数（うち特支：特別支援学級の児童数）、学級数（特別支援学級を含まない）

天王中学校	適正規模を維持できる。
-------	-------------

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	生徒数		学級数	生徒数		学級数	生徒数		学級数	生徒数		学級数
		うち 特支			うち 特支			うち 特支			うち 特支	
1年	65		2	77	2	3	53	3	2	62	2	2
2年	88	3	3	63		2	72	1	2	58		2
3年	88		3	65		2	77	2	3	53	3	2
計	241	3	8	205	2	7	202	6	7	173	5	6

学年	令和12年度			令和15年度		
	生徒数		学級数	生徒数		学級数
		うち 特支			うち 特支	
1年	49		2	28		1
2年	50		2	40		1
3年	62	2	2	41		2
計	161	2	6	109		4

※生徒数（うち特支：特別支援学級の生徒数）、学級数（特別支援学級を含まない）

天王南中学校	適正規模を維持できる。
--------	-------------

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	生徒数		学級数	生徒数		学級数	生徒数		学級数	生徒数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	83	1	3	96	6	3	118	5	4	103	1	4
2年	113	2	4	97		3	110	3	4	113	1	4
3年	80	3	3	83	1	3	96	6	3	118	5	4
計	276	6	10	276	7	9	324	14	11	334	7	12

学年	令和12年度			令和15年度		
	生徒数		学級数	生徒数		学級数
		うち特支			うち特支	
1年	103		4	93		3
2年	125		4	119		4
3年	103	1	4	93		3
計	331	1	12	305		10

※生徒数（うち特支：特別支援学級の生徒数）、学級数（特別支援学級を含まない）

羽城中学校	適正規模を維持できる。
-------	-------------

学年	令和4年度			令和6年度			令和8年度			令和10年度		
	生徒数		学級数	生徒数		学級数	生徒数		学級数	生徒数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	60	5	2	67	1	2	53	1	2	61	3	2
2年	70		2	63	2	2	61	1	2	61	1	2
3年	80	1	3	60	5	2	67	1	2	53	1	2
計	210	6	7	190	8	6	181	3	6	175	5	6

学年	令和12年度			令和15年度		
	生徒数		学級数	生徒数		学級数
		うち特支			うち特支	
1年	51		2	38		1
2年	55		2	45		2
3年	61	3	2	37		1
計	167	3	6	120		4

※生徒数（うち特支：特別支援学級の生徒数）、学級数（特別支援学級を含まない）

※令和4年度は令和4年5月1日現在の実数

※県の少人数学習推進事業に基づいた学級数

6 喫緊の課題への対応

(1) 東湖小学校について

東湖小学校においては児童数の減少が進み、令和6年度には2年生と3年生が複式学級になる。令和8年度には2年生と3年生、4年生と5年生が複式学級になり、複式学級が2学級となる見込みである。

今後も児童数の減少が見込まれることから、児童の将来を第一に考え、学習や集団生活等の望ましい在り方を総合的に判断して、東湖小学校と天王小学校を統合し、校舎は天王小学校を使用することを基本方針とする。統合の時期は、事前の計画的な交流、児童の人間関係の構築等を考慮して、令和7年度を目処とする。

<東湖小学校児童数・学級数の推移（令和4年度～令和10年度）>

学年	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支			うち特支	
1年	6		1	8		1	7		1	6		1
2年	13		1	6		1	8		1	7		1
3年	5	1	1	13		1	6		1	8		1
4年	17		1	5	1	1	13		1	6		1
5年	14	1	1	17		1	5	1	1	13		1
6年	12		1	14	1	1	17		1	5	1	1
計	67	2	6	63	2	6	56	1	5	45	1	5

学年	令和8年度			令和9年度			令和10年度		
	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数		学級数
		うち特支			うち特支			うち特支	
1年	6		1	4		1	7		1
2年	6		1	6		1	4		1
3年	7		1	6		1	6		1
4年	8		1	7		1	6		1
5年	6		1	8		1	7		1
6年	13		1	6		1	8		1
計	46		4	37		4	38		4

※児童数（うち特支：特別支援学級の児童数）、学級数（特別支援学級を含まない）

＜東湖小学校の概況＞

明治8年、天王本町下町に東湖学校が創立され、改称や統合、移転を経て、昭和26年4月、天王村立天王小学校から独立し、天王村立東湖小学校として創立された。これまでの卒業生は2,800人以上に上る。

近年は児童数が減少し、昭和34年のピーク時には400人を超えていた児童が、令和6年度には56人となり、1学級が複式学級となる見込みである。さらに、令和8年度には46人となり、複式学級が2学級となる見込みである。今後も児童数は減少するものと推計される。

(2) 追分小学校について

追分小学校においては児童数の増加に伴い、平成30年度から毎年、教室を増やす改修工事を実施している。令和5年度にも1教室を増設する必要があると見込まれる。

その後も児童数の増加が見込まれることから、更に教室を増やす必要がある。

おわりに

本市における小・中学校の規模及び配置の適正化に向けては、学校が地域との連携により地域コミュニティの形成に果たしてきた役割、歴史的経緯・地理的条件といった地域事情に十分に配慮しつつ、「6 喫緊の課題への対応」に示した基本方針に基づき、保護者及び地域等への説明を経た上で学校統合に係る取組を進めていくものとする。

また、「5 市内小・中学校の将来的な見通し」に示した状況を基に今後も市全体の中長期的な動向を注視し、義務教育学校や小中併設校等も含めた様々な学校の在り方を想定しながら、小学校及び中学校のよりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図るものとする。